

令和 8 年度

学校いじめ防止基本方針



令和 8 年 6 月 11 日 改定

目 次

- 1 はじめに
- 2 基本理念
- 3 いじめの定義
4. いじめに対する理解
5. いじめの未然防止
 - (1) いじめ問題について教職員間での共通理解
 - (2) いじめに向かわない態度・能力の育成
 - (3) 健全な精神と豊かな心をはぐくむ取組の推進
 - (4) 生徒を大切にしたい分かりやすく規律ある授業の推進
 - (5) 教育相談体制の充実（公認心理師、カウンセラーによる相談）
6. いじめの早期発見
 - (1) 日頃からの生徒への見守りや信頼関係の構築
 - (2) 複数の教員の目による発見
 - (3) 情報の集約と共有
 - (4) 定期的なアンケート調査で生徒の状況を把握
7. いじめへの対処
8. 重大事態への対応
 - (1) 重大事態とは
 - (2) 重大事態の報告
 - (3) 調査の趣旨及び調査主体
 - (4) 調査を行うための組織
 - (5) 重大事態の対応についての留意事項
9. その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項
 - (1) 基本方針、年間計画の見直し
 - (2) 基本方針、年間計画の公開

1 はじめに

本校では、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下、いじめ防止等とする）のための対策に関し、平成 25 年に政府が発表した「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止基本方針」を参考に基本理念を定め、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。これをもとに、学校、家庭、地域住民、その他関係者の方々と協力していじめの防止等のための対策を推進する。

2 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※以下、平成 29 年に政府が発表した「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4. いじめに対する理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった生徒も1割程度であり、多くの生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

5. いじめの未然防止

いじめは教職員の目が届かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しづらい形で行われることが多い。したがって、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、以下のような施策を行う。

(1) いじめ問題について教職員間での共通理解

すべての教職員が、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という基本認識に立ち、生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、職員会議等で全教職員に基本方針を周知し、関係者間で緊密に連携できる体制を整えておく。

- ・ いじめ問題についての校内研修の実施と共通理解
- ・ いじめ防止のための年間計画を策定
- ・ 学校全体で「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成
- ・ 教職員の不適切な認識や言動など指導の在り方に細心の注意
- ・ 生徒及び保護者やいじめを発見した教職員が一人で抱え込まないよう組織的な対応

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、教育活動全体を通して人権意識、道徳意識を高めることが大切である。

- ・ 自他の存在を認め合い、お互いの人格を尊重する態度を養う
- ・ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合い解決していける力を培う
- ・ 円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる

(3) 健全な精神と豊かな心をはぐくむ取組の推進

他者から認められている、他者の役に立っているという感覚は、いたずらに他者を否定したり貶めたりすることを防ぐ。学校内外での様々な活動への参加を通じ、生徒が主体的に活躍できる機会を作り、自己有用感を高める。

- ・ 豊かな心をはぐくむ「7つの習慣J」の授業
- ・ 「SNS スマホ安全講話」などの講演
- ・ 体育大会や文化祭等の学校行事での学級づくり
- ・ 部活動や同好会活動での仲間づくり
- ・ 委員会活動やボランティア活動をはじめとする生徒会活動

(4) 生徒を大切にしたい分かりやすく規律ある授業の推進

教員の資質向上を図り、規律ある授業、生徒の理解度に応じた適切な指導を行う。

また、適切な進路・コース選択やICT環境の整備、教え合いや助け合いが生まれるグループ学習の取り組みを通して、生徒が能動的に関われる授業を目指す。

- ・オープン授業 week（6 月、11 月実施）
- ・公開授業（11 月実施）
- ・授業アンケートの活用（12 月実施）
- ・ICT 教育・環境に関する校内研修
- ・教科会での情報共有

（５）教育相談体制の充実（スクールカウンセラーによる相談）

保健室や相談室との連携を密にし、情報を共有する。また、スクールカウンセラーについて、配布物や年度初めの HR 等で広く生徒・保護者に周知し気軽に利用できる環境を整備する。

- ・毎週火・金曜日の男性カウンセラーによる相談体制
- ・毎週木曜日の女性カウンセラーによる相談体制
- ・毎週月・水曜日の相談担当教員による相談体制

6. いじめの早期発見

（１）日頃からの生徒への見守りや信頼関係の構築

- ・休み時間や放課後の雑談等から、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や三者面談、家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

（２）複数の教員の目による発見

- ・多くの教員による様々な教育活動を通して、生徒に関わり見守る。
- ・HR 教室へ戻る経路の変更やトイレの利用回数など、気になるサインを捉える。
- ・休み時間、放課後の校内巡回等により、生徒の生活空間の異常の有無を確認する。
- ・保健室を利用する生徒の様子に目を配り、違和感を感じる場合は声をかける。

（３）情報の集約と共有

- ・毎週行われる学年主任者会で、各学年団の現状を管理職が把握し、共有する。
- ・毎月行われる学年会で、各クラスの現状を把握し、学年団で共有・対応する。
- ・定期的に行われるいじめ防止対策委員会において、情報の収集・共有・対応・更新等を行う。

（４）定期的なアンケート調査で生徒の状況を把握

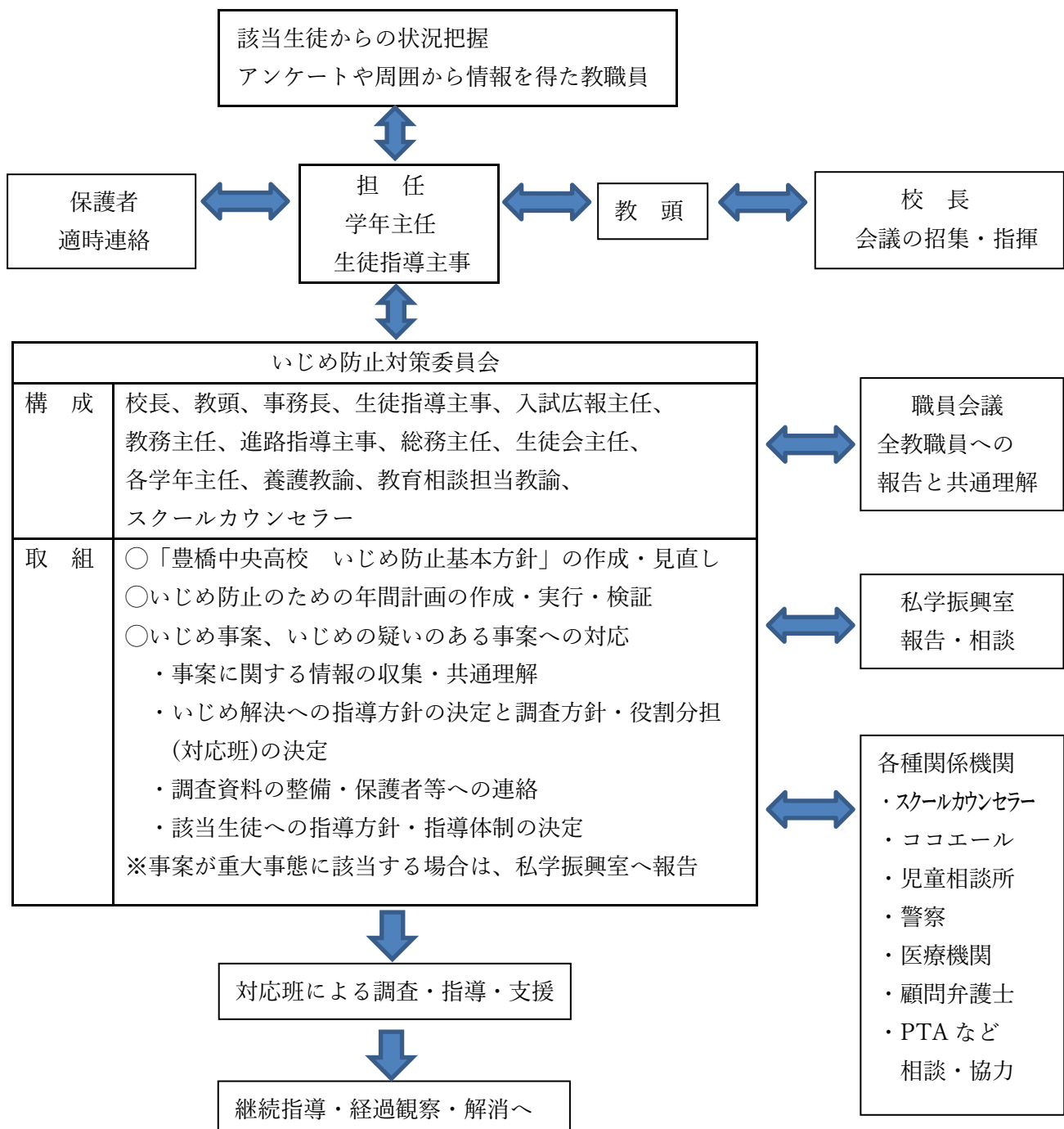
- ・AiGROW を年 4 回、4 月下旬と 1・2 学期の中間試験最終日、3 学期の学年末試験後に実施する。
- ・学校生活アンケートを年 2 回、1・2 学期期末試験前に実施する。
- ・アンケート結果は、いじめ防止対策委員会で共有され分析・対応に使用される。
また次学期初めの担任による個人面談の資料にもなる。

7. いじめへの対処

いじめが発覚した場合には、特定の教員が抱え込むのではなく、速やかにいじめ防止対策委員会で情報を共有し、組織で情報を共有し、組織的に対応する。いじめ防止対策委員会は、事実関係を確認し、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守る。加害生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、豊橋警察署と連携してこれに対処するものとし、在籍する生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに豊橋警察署に通報し、適切に援助を求める。

こうした対応については、教員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもと取り組む。



8. 重大事態への対応

重大事態への対処については国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき適切に対応する。

(1) 重大事態とは…「いじめ防止対策推進法」第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

①「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

②「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

③生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、私学振興室を通じて愛知県知事へ、事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに私学振興室に報告する。その事案の調査を行う主体は、学校が主体となるか、学校の設置者が主体となるかの判断を学校の設置者として行う。

(4) 調査を行うための組織

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、私学振興室へ報告する。学校の設置者はその事案の調査を行う主体を速やかに決定する。学校の設置者が主体となって第三者調査委員会を立ち上げる場合や学校が調査の主体となって第三者調査委員会を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え調査を行う。

(5) 重大事態の対応についての留意事項

学年または学校のすべての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

9. その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、その取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を行う。

(2) 基本方針、年間計画の公開

月	実施内容等	場面	対象
4	・学校いじめ防止基本方針の確認と共通理解	職員会議	教職員
	・個人面談	H R 活動	全校生徒
	・学校いじめ防止基本方針の公開	学校H P	保護者等
	・AiGROW	H R 活動	全校生徒
	・スマホ・ケータイ安全教室	学校行事	1 学年生徒
5	・AiGROW	H R 活動	全校生徒
	・生徒の活動状況等に関する情報交換	現職教育	教職員
6	・学校生活アンケート	H R 活動	全校生徒
7	・夏期休業中の生徒心得	学校行事	生徒・保護者
	・保護者会	学校行事	生徒・保護者
	・1 学期いじめ問題に関する取組状況の確認	いじめ防止対策委員会	教職員
	・生徒の活動状況等に関する講演等	現職教育	教職員
9	・個人面談	H R 活動	全校生徒
10	・AiGROW	H R 活動	全校生徒
11	・学校生活アンケート	H R 活動	全校生徒
12	・冬期休業中の生徒心得	学校行事	生徒・保護者
	・保護者会	学校行事	生徒・保護者
	・2 学期いじめ問題に関する取組状況の確認	いじめ防止対策委員会	教職員

月	実施内容等	場面	対象
1	・ AiGROW	H R 活動	3 学年生徒
3	・ AiGROW	H R 活動	1・2 学年生徒
	・ 年間のいじめ問題に関する取組状況の確認	いじめ防止対策委員会	教職員
	・ 学校いじめ防止基本方針の見直し		
通年	・ 生徒の活動状況等に関する情報交換	学年会・学年主任者会	教職員